令和2年度　事務事業総点検シート（1）
［ 令和元年度事務事業 ］

一般会計						事務事業分類	A　一般事務事業
事務事業名	女性相談事業					シート番号	014-041
担当部署名	子ども青少年	局	子ども青少年育成	部	子ども家庭	課 評価責任者（課長名）	石戸

≪Ⅰ．基本情報≫

基本情報					
1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	2	誰もが幸せで、暮らしの質の高いまちを実現します	後期実施計画の位置付け
		施策	5	男女共同参画の推進	無
2	事業開始年度	昭和　8　年度		終了（予定）年度	—　年度
3	根拠法令等（法令、条例、規則、要綱等）	・売春防止法（婦人保護事業） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）			
4	関連計画	・第2次堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 ・第4期さかい男女共同参画プラン			
5	事業実施の経緯	社会情勢の変化とともに女性相談に関するニーズの高まりを踏まえ、男女共同参画社会を実現していくうえで、女性相談を重要な施策と位置づけ、中核市移行時に、それまで1名であった女性相談員（婦人相談員）を、各支所及び福祉事務所（現・各区保健福祉総合センター）に計6名配置した。その後、相談件数の増加等に対応するため、女性相談員を増員し、平成29年4月現在、各区保健福祉総合センターに2人配置（東・美原区は1人）し、計12名の女性相談員で、さまざまな悩み・問題を抱えた女性からの相談に応じている。なお、女性相談員が1人配置の東・美原区の女性相談員の非勤務日には、2人配置区から当該区に女性相談員が出張して市民から相談を受ける等開庁日には、市民が女性相談員に相談できる体制を確保した。また、特に、DV被害者支援を強化するため、平成24年7月に堺市配偶者暴力相談支援センターを開設し、女性相談員を2人配置して被害者等からの相談に応じている。			

≪Ⅱ．事業概要≫

事業概要		
6	事業の実施主体（誰が実施しているのか。）	■ 本庁　■ 各区　□ 出先機関　（　　）　□ 市外郭団体 □ 地域団体・市民　□ 民間企業・NPO　□ その他　（　　）
7	事業の対象（誰を、何を対象としているのか）	本市に居住する女性、配偶者暴力相談支援センターは、男性被害者も対象
8	事業の目的（どのような状況にしたいのか）	適切な相談の実施により、必要に応じて相談者が保護や支援を受け、自立し安心した暮らしができるようにする。
9	事業内容（スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど）	各区保健福祉総合センターに、売春防止法に規定する婦人相談員（本市では女性相談員（非常勤職員）という。）を配置し、配偶者等からの暴力や離婚問題等、日常生活を営む上でさまざまな悩みを抱える女性について、幅広く相談に応じ、自立支援を行う。必要に応じ、大阪府女性相談センター等と連携し、一時保護や施設入所による保護、また、自立促進のための情報提供や助言等を行っている。 特に、DV被害者支援を推進するため、平成24年7月からDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターを開設して、DV被害者等に特化して相談に応じ、各区女性相談員と連携して支援を行っている。 ■ 直接実施　□ 指定管理　□ 委託　□ 補助金　□ 負担金　□ その他　（　　）
10	直接実施以外の主な支出先	

≪Ⅲ．投入量≫

事業コスト		項　目	単位	平成29年度 予算	平成29年度 決算	平成30年度 予算	平成30年度 決算	令和元年度 予算	令和元年度 決算	令和2年度 予算
11		事業費 (a)	千円	49,668	45,622	47,027	46,752	54,223	46,621	51,118
	主な事業費内訳	非常勤職員報酬	千円	44,002	40,765	42,130	41,440	47,626	41,649	44,709
		旅費	千円	3,076	2,908	3,429	3,300	3,918	3,181	3,600
		報償費	千円	1,426	1,282	1,468	1,262	1,331	1,242	1,323
		その他（需要費・役務費等）	千円		667		750	1,348	549	1,486
	財源内訳	国・府支出金	千円	8,648	10,793	10,793	13,680	13,768	13,671	16,454
		受益者負担金（使用料、手数料等）	千円							
		市債	千円							
			千円							
		一般財源	千円	41,020	34,829	36,234	33,072	40,455	32,950	34,664
12		人件費 (b)	千円	8,200	8,200	8,200	8,200	8,100	8,100	8,200
13		総コスト(c)=(a)+(b)	千円	57,868	53,822	55,227	54,952	62,323	54,721	59,318

令和2年度　事務事業総点検シート（2）

事務事業名	女性相談事業	シート番号	014-041

≪Ⅳ. 評価（測定・分析）≫

ロジックモデルの考え方

活動（アクティビティ）：問題に対処するための具体的活動 → 因果関係 → 活動結果（アウトプット）：活動が実施されたことを示す事実 → 因果関係 → 成果（アウトカム）：期待される変化 → 目的の達成に寄与

〔14〕令和元年度実績の欄に定性的・定量的情報も含め、活動・結果・成果について具体的に記載

〔15〕または〔16〕に定量的な指標、または定性的な目標を記載

【達成率に基づいた評価基準】

評価	達成率
大変良い	120%以上
良い	100%以上120%未満
普通	80%以上100%未満
少し悪い	60%以上80%未満
悪い	60%未満

事業の活動実績や成果

活動実績と成果

14 令和元年度実績

・配偶者等からの暴力や離婚問題等、日常生活を営む上で様々な悩みを抱える女性について、幅広く相談に応じ、自立支援を行った。
・必要に応じ、大阪府女性相談センター等連携し、一時保護や施設入所による保護、また、自立促進のための情報提供や助言等を行った。
・また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、DV被害者等に特化して相談に応じ、各区女性相談員と連携して支援を行った。

	指標名【活動指標】	単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
15	区女性相談及び配偶者暴力相談支援センター相談件数	件	目標値	―	―	―	―
			実績値	2,129	2,138	2,129	
			達成率				
			評価				
	算出方法・設定根拠など	相談件数の増加をめざしているのではないため目標値は設定しない。					
16		単位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			目標値				
			実績値				
			達成率				
			評価				

事業の効率性

		区　分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
17	①	区女性相談及び配偶者暴力相談支援センター相談件数	件	2,129	2,138	2,129
	②	上記①にかかる年間経費	千円	53,882	54,952	54,721
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	25,309	25,703	25,703
	備考（算出についての説明等）					
18		区　分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	①					
	②	上記①にかかる年間経費	千円			
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位			
	備考（算出についての説明等）					

業績の分析

19 目標を達成できた、または達成できなかった要因や効率性についての分析（その他、関連情報に基づいた分析）

・DV被害者やさまざまな悩みを抱える女性に対し、緊急時の避難の支援や保護命令申立の支援、継続相談、必要な情報提供など、一人ひとりの状況に応じた支援を実施している。

【分析のチェックポイント】
- ○ 事業の達成度はどうでしたか。
- ○ 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありませんでしたか。
- ○ 資源投入は適切でしたか。
- ○ 事前想定できない外的要因の影響はありませんでしたか。
- ○ 有効性は高いですか。低いですか。
- ○ 効率性は向上していますか。
- ○ RPA等をはじめとするICTを活用する余地はありませんでしたか。
- ○ ターゲットに応じた最適媒体の選定など、戦略的な広報ができていましたか。

令和2年度　事務事業総点検シート（3）

事務事業名	女性相談事業	シート番号	014-041

≪Ⅴ．点検≫

＜点検の前提＞
〇新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政運営は今後一層厳しくなる
〇新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立をめざす

〇 上記「点検の前提」を踏まえ、事業の抜本的な見直しを検討するもの。　⇒　■ 確認

コロナ禍を踏まえた点検（必要性・有効性・効率性）

No.	点検項目	選択	説明
20	本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないか。	**事業廃止の可能性** □ 廃止できる ■ 廃止できない	**廃止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響** 女性相談事業は、人権擁護を前提に女性やDV被害者に対する相談支援を実施しているため、本事業を廃止した場合、市民の人権侵害や生命の危険にかかわることとなる。
21	（20で廃止できるを選択しなかった場合） 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を休止（延期）できないか。	**事業休止の可能性** □ 休止（延期）できる ■ 休止（延期）できない	**休止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響** 女性相談事業は、人権擁護を前提に女性やDV被害者に対する相談支援を実施しているため、本事業を休止した場合、市民の人権侵害や生命の危険にかかわることとなる。 **休止の場合の再開時期** □ 令和2年度中 □ 令和3年度 □ 令和4年度以降
22	（20で廃止できるを選択しなかった場合） 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、事業規模を縮小するなど、コスト縮減を図ることができないか。	**コストの縮減** □ 一部廃止しコスト縮減できる □ 一部休止しコスト縮減できる □ 規模等を縮小しコスト縮減できる □ 事業手法等を改善しコスト縮減できる ■ 縮減できない	**縮減できる場合は具体的な縮減内容、できない場合はその理由** 女性相談事業は、人権擁護を前提に女性やDV被害者に対する相談支援を実施しているため、事業規模やコスト縮減をした場合、市民の人権侵害や生命の危険にかかわることとなる。
23	（20で廃止できるを選択しなかった場合） 社会経済活動の維持・回復のほか、3密を避けるなどの市民や民間の活動変容への対応に向け、実施手法を改善する必要がないか。	**事業手法の適切性** □ 改善する必要がある □ 改善する必要がない ■ 既に対応できている	**改善する場合は改善策、その他は理由** 相談時は、プライバシーに配慮しつつ、ソーシャルディスタンスを十分にとる、相談室の換気を行うなどの改善を行っている。
24	（20で廃止できるを選択しなかった場合） 効果的・効率的な事業の実施に向け、右に掲げる視点から改善できないか。	**効果的・効率的な事業実施（以下の観点で、改善する（または改善済）場合は■、改善しない（改善余地がない場合を含む）場合は□）** ① □ 公民連携の推進 ② □ ICT活用による効率化 ③ □ 他部局との適切な連携・役割分担 関係部署名（　　　） 関連事業名（　　　） ④ ■ 国・府等との適切な役割分担・連携 ⑤ □ 他政令市等との比較におけるサービス水準の均衡 ⑥ □ その他（　　　）	**理由・説明** 緊急時の一時保護など、大阪府女性相談センターと情報共有・連携しており、効果的・効率的に事業を実施している。
25	これまでの点検を踏まえ、今後の事業のあり方についてどのように考えるか。	**事業の方向性** □ 廃止　□ 休止または延期　□ 事業を縮小　□ 改善して継続　■ 現状を継続　□ 事業を拡充 **公金投入の方向性** □ ゼロ　□ 縮小　■ 現状維持　□ 拡大	**実施年度** □ 令和2年度 □ 令和3年度 □ 令和4年度以降
		所見	コロナ禍においては、外出自粛や休業などによる生活不安やストレスから、DVの増加や深刻化が懸念されており、相談件数の増加も見込まれることから、今後も女性相談事業を継続して実施する。